

入 札 公 告

県有林林産物売払を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 20 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 入札に付する事項

- (1) 売払い物件の所在場所 白石市福岡蔵本字神楽石二番 1-1 のうち外 1 筆
物件番号【0803】
- (2) 売払い物件の数量等 伐採方法 皆伐
樹 種 スギ、カラマツ、アカマツ、広葉樹
林 齢 43～78 年生
面 積 7.61 ha
立木本数 7,936 本
立木材積 3,234.412 m³

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 県有林林産物売払い競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 新たに入札に参加を希望する者は、入札日の前日までに「県有林特別会計に属する林産物売払いに係る競争入札の参加資格等に関する規程」により参加資格を得ること。
- (4) 次章に記載した現地説明会へ参加すること。

3 現地説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 8 年 9 月 3 日（木）午後 2 時 30 分から
- (2) 集合場所 鎌先温泉第 1 駐車場（白石市福岡蔵本鎌先一番 40-3）

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 8 年 9 月 17 日（木）午後 2 時 30 分から
- (2) 場 所 宮城県大河原合同庁舎 3 階 301 会議室（柴田郡大河原町字南 129-1）
- (3) 入札執行 「県有林立木売払いに係わる入札参加心得」による。

5 入札に参加することができない者

2 に定める資格を有しない者

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- (3) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札者の決定の方法 予定価格以上の金額で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (5) 最高価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- (6) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 契約条件 別紙「売買契約書（案）」による。
- (9) 本公告に関する問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県水産林政部森林整備課県有林班

(TEL:022-211-2922 FAX:022-211-2929)

県有林立木売払いに係わる入札参加心得

(趣旨)

第1 県有林立木売払いに係わる一般競争入札、指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）その他の法令及びこの心得の定めによるところによらなければならない。

(公正な入札の確保)

第2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札等)

第3 入札の指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合において、入札を辞退するときは、その旨を、文書又は口頭により、入札執行者に申し出るものとする。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

2 入札参加者は、売払明細書を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、売払明細書について疑義等があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

3 日時を指定して売払明細書の説明が行われた場合において、入札の指名を受けた者が、適正な理由がなく、売払明細書の説明に参加しなかったときは、入札を辞退したものとする。

4 入札書は、別紙の様式により作成し、入札執行者の指示に従って、入札箱に入れなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、入札執行者が真にやむを得ない事情があると認めたときは、書留郵便をもって入札書を提出することができる。

この場合においては、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、かつ、指定の日時までに、入札執行者に到達しなければならない。

6 入札参加者が代理人をして入札しようとするときは、その委任状を持参させ、入札の前に、入札執行者に提出しなければならない。

7 入札書は、一旦、入札箱に入れ、又は提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

8 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

9 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

10 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札に際し使用する認印を持参しなければならない。

(入札の延期等)

第4 入札執行者は、入札前において、天災地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

2 入札執行者は、入札参加者が不隠の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(失格)

第5 入札参加者又は入札参加者の代理人が所定の時刻までに入札会場に入場できない場合は、当該入札が行われたときから、失格したものとする。

(無効の入札)

第6 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

- (3) 記名押印又は訂正印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札完了までに、入札者より錯誤等により入札をした旨の申し出のあった入札
- (7) 同一の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 第9条に規定する再度入札において、前回の最高の入札額を下回る入札額を記載した入札
- (9) 郵送による入札において、提出期限を過ぎて提出された入札
- (10) その他の入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第7 開札は、入札の終了後、直ちに入札を行った者の立会いの下に行う。この場合において、入札を行った者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- 2 入札執行者は、開札をした場合において、次条に規定する落札者がいないときは、各人の入札書のうち最高の価格をもって入札した者の入札金額を読み上げ、入札を行った者全員に周知する。

(落札者の決定)

第8 入札を行った者のうち、予定価格を超え最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行者は、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 落札者が決定した場合は、入札執行者は、落札者及び落札金額を入札を行った者全員に周知する。
- 4 落札者は、確認のため、入札書に認印を押すものとする。

(再度入札)

第9 開札の結果、前条に規定する落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度入札の回数は、原則として、2回を限度とするが、その時の状況によって、回数を増して行うことがある。
- 3 第7条第2項の規定は、再度入札の場合に準用する。

(無効の入札をした者の再度入札への参加)

第10 第6条に規定する無効の入札をした者で、その無効の理由が同条第3号から第5号まで又は第8号に該当するものであるときは、再度入札への参加をすることができる。

この場合において、再度入札へ参加するときは、無効になった理由について、十分注意するものとする。

(随意契約の折衝)

第11 第9条に規定する再度入札において落札者がいないときは、入札執行者は、予定価格と最高の価格の入札金額との差が少額であること等の事情を勘案し、随意契約によることが適切であると認めるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項6号の規定を適用し、最高の価格をもって入札した者と随意契約の折衝を行うものとする。

(契約書の提出)

第12 落札者は、入札執行者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日後、すみやかにこれを入札執行者に提出しなければならない。

- 2 落札者が契約書を提出しないときは、その落札は効力を失う。

(異議申し立て)

第13 入札を行った者は、入札後においては、この心得、売払明細書等についての不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成20年2月26日から施行する。

県有林立木売買契約書（案）

売出人宮城県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、県有林立木の売買について、次の条項により契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおりとする。また、売り払う立木には、根株は含まないものとする。

ただし、森林作業道の開設に伴う抜根についてはこの限りでない。

物件所在箇所	樹種	本数 (本)	材積 (m^3)
白石市福岡蔵本字神楽石二番1-1のうち 外1筆	スギ、カラマツ、 アカマツ、広葉樹	7,936	3,234.412

（別添区域図着色部分）

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（代金の支払）

第3条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により、 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。ただし、本契約書の特記事項に契約保証金に関する定めがある場合は、この限りでない。

（違約金）

第5条 乙は、第3条の期日までに売買代金を支払わなかったときは、売買代金につき当該期日の翌日から支払の日まで年3.0%の割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するとき又は乙が第11条の規定に違反したときは、契約を解除することができる。ただし、甲の責めに帰する理由によるものであるときは、甲は、本条の規定による契約の解除をすることができない。

- (1) 乙が第3条及び第5条に定める義務を履行しないとき、又は納入する見込みがないとき。
- (2) 乙が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に該当すると認められたとき。
- (3) 乙が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (4) 乙が、この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(5) 前号に掲げるもののほか、乙が、この契約に基づく債務を履行しないとき。

2 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないときは、契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約が解除された場合における既に履行された部分の取扱いについては、甲と乙が協議して定めるものとする。

(返還金等)

第7条 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。この場合における当該返還金には、利息を付さないものとする。

2 前条の規定により契約を解除した場合においても、甲は、乙が負担した契約の費用、売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を償還しないものとする。

(返還金の相殺)

第8条 甲は、前条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙がこの契約に基づき甲に支払うべき違約金、損害賠償金その他の金銭債務を負担しているときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができるものとする。

(所有権の移転)

第9条 売買物件の所有権は、乙が第2条の売買代金を完納したとき乙に移転するものとする。

(売買物件の引渡し)

第10条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から20日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含むものとし、当該期間の末日がこれらの日に当たるときは、その翌営業日を期限とする。）に甲乙両者の定める日に当該物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。この場合、乙は、当該物件の県有林産物受領書（様式第9号）を甲に提出しなければならない。

2 残雪又は災害その他やむを得ない事由により、売払物件の所在地において引渡しを行うことが困難である場合には、前項の期間内において、ほかの適当な場所において引渡しを行うものとする。この場合において、甲は乙に対して、後日、当該物件の所在地について案内を行うものとする。

(引渡し前の作業の禁止)

第11条 乙は、売買物件について立木の伐採及び搬出、素材の加工等（以下「搬出等」という。）を行う場合は、前条の規定による引渡しを受けた後でなければならない。

(危険負担)

第12条 乙は、この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までの間において当該物件が滅失又は毀損した場合は、甲に対して売買代金の減免又は免除を請求することができる。ただし、当該滅失又は毀損が天災その他不可抗力による場合又は乙の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(担保責任)

第13条 乙は、この契約締結後において、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、乙は、甲に対し、売買物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の請求、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(伐採計画書の提出)

第14条 乙は、当該物件について、契約締結の日から6か月以内に、伐採計画書（様式第11号）を甲に提出しなければならない。

- 2 当該物件の所在地が県行造林地である場合において、地上権設定契約の相手方から返地の予定地又は時期について甲に照会があったときは、甲は必要に応じてその情報を提供することができる。

(搬入出路使用計画書の提出)

第15条 乙は、当該物件について、契約締結の日から6か月以内に、搬入出路使用計画書（様式第12号）を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、搬入出路使用計画に変更が生じた場合は、速やかに変更した搬入出路使用計画書を甲に提出しなければならない。

(売買物件の伐採搬出)

第16条 乙は、引渡しを受けた後、第14条の伐採計画書及び前条の搬入出路使用計画書を提出した上で、令和11年10月15日（以下「完了期限」という。）までに売買物件の伐採搬出を完了するとともに、第19条第5項に規定する買受物件搬出完了届（様式第13号）を提出するものとする。

- 2 前項に規定する完了期限内に売買物件の伐採搬出が完了しない場合には、当該完了期限の翌日から買受物件搬出完了届の提出日までの日数に応じ、売買代金につき年3.0%の割合で計算した搬出遅延違約金を甲に支払わなければならない。
- 3 気象災害等やむを得ない事由により、伐採搬出を完了することができないことが明らかになったときは、乙はその理由を付して、搬出期限延長申請書（様式第10号）により甲に対して期間の延長を申請することができる。この場合、延長日数は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(事前現地確認の実施)

第17条 乙は、次条第5項に定める買受物件搬出完了届（様式第13号）又は第19条第1項に定める部分完了届（様式第14号）を提出する前に、甲の立会いによる事前現地確認を受けなければならない。

- 2 甲は、事前現地確認の結果、必要と認める場合は、乙に対して手直しを求めることができる。手直しを求める場合、甲は、手直し依頼書（様式第15号）を乙に提出するものとする。
- 3 乙は、甲から手直し依頼書の提出があった場合は、その内容について必要な対応を行い、手直し依頼書に記載された報告期限までに、甲に対応報告書（様式第16号）を提出しなければならない。

なお、対応に要する費用は、乙の負担とする。

- 4 乙から甲に対応報告書が提出された場合は、甲は、手直し依頼書の内容が適切に履行されているか確認を行う。適切に履行されていないと認めるときは、甲は、改めて手直し依頼書を作成し、乙に必要な対応を求めるものとする。
- 5 甲は、事前現地確認により適切な作業が行われていることを確認したとき、又は手直し依頼書の内容が適切に履行されていることを確認したときは、乙に対し、事前現地確認が完了した旨を連絡するものとする。

(契約完了に向けた立会いと伐採照査の実施)

第18条 乙は、売買物件の伐採がおおむね8割に達した時点で、甲にその状況を報告しなければならない。

2 甲は、乙から前項の報告を受けたときは、契約完了に向け、前条に定める事前現地確認を速やかに実施しなければならない。

3 乙は、甲から事前現地確認の立会いを求められた場合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

4 やむを得ず乙が事前現地確認に立ち会えない場合は、甲のみで事前現地確認を行うことができるものとする。この場合において、乙は、甲が求める手直し内容について異議を申し立てることはできないものとする。

5 乙は、売買物件の伐採及び搬出が終了したときは、前条第5項の連絡を受けた後、速やかに買受物件搬出完了届を甲に提出しなければならない。ただし、仮設物の撤去、復旧その他やむを得ない事情により提出に時間を要する場合であって、あらかじめ甲に提出予定日を報告し、その承諾を得たときは、この限りでない。

6 甲は、乙から買受物件搬出完了届が提出された場合は、速やかに事前現地確認の結果を踏まえ伐採照査を実施し、完了確認を行わなければならない。

なお、甲は、前条第5項に基づく連絡を行うまでは、乙から提出される買受物件搬出完了届を受領することはできない。

7 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、買受物件搬出完了届の提出が第16条第1項に定める完了期限後となった場合は、同条第2項の規定により、違約金を甲に支払わなければならない。

(部分的な契約完了に向けた立会いと部分伐採照査の実施)

第19条 甲は、県有林林産物売払実施要領（平成13年7月1日施行）第29条第1項各号のいずれかに該当する場合は、乙に対し、部分完了届の提出を求めることができる。

2 甲は、前項の部分完了届の提出を求める場合は、提出期限の2か月前までに、書面により乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲から前項の通知を受けたときは、現地において売買物件のうち伐採済みの範囲を確認できるよう、当該範囲の外縁等に標示テープその他の標示物を設置し、その設置位置を記録した資料又は座標データを、前項の通知に記載された期日までに甲に提出しなければならない。

4 甲は、前項の資料又はデータの提出を受けたときは、部分完了に向け、第17条に定める事前現地確認を速やかに実施しなければならない。

5 乙は、第17条第5項の連絡を受けた後、速やかに甲に部分完了届を提出しなければならない。

6 甲は、部分完了届が提出された場合は、速やかに事前現地確認の結果を踏まえ部分伐採照査を実施し、部分完了確認を行わなければならない。

なお、甲は、第17条第5項による連絡を行うまでは、乙から提出される部分完了届を受領することはできない。

(物件の没収)

第20条 乙が第16条に定める完了期限までに伐採搬出しない当該物件は、甲が没収するも

のとする。

(原状回復義務等)

第21条 乙は、甲が前条の規定により当該物件を没収した場合において、土地等の形状を変更しているときは、甲の指定する期日までに原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が原状回復を要しないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の場合において、乙の責めに帰する理由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(法令上の許認可等)

第22条 伐採搬出作業等に当たって法令上の制限がある場合、許認可等の手続は乙が行うものとする。

(法令遵守)

第23条 乙は、売買物件の搬出等に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令、道路交通法令、森林法その他の関係法令を遵守しなければならない。

2 乙は、売買物件の搬出等に携わる職員等に対し、社内規定や企業倫理、社会規範を守り、公正で誠実に行動するよう周知徹底を図らなければならない。

(林野火災等の処置)

第24条 乙は、売買物件の搬出等を行う際に、林野火災や事故が発生したときは、必要な措置を行い、速やかに甲に連絡しなければならない。

2 乙は、林野火災を防止するため、火気を取り扱う際には十分注意し、ごみの適切な処理に努めるものとする。

(契約区域外の県有林許認可)

第25条 乙は、売買物件の搬出等のため、売買物件以外の県有林内に施設を設置する必要がある場合は、甲の承諾を受けなければならない。ただし、本契約書の特記事項に指定があるものについては、この限りでない。

2 乙は、乙が設置した県有林内の施設について、その使用を終えたとき、又は契約が解除されたときは、甲の指定する期間内に撤去し、土地を現状に回復しなければならない。ただし、本契約書の特記事項に定めがあるとき、又は甲の承認を受けたときは、この限りでない。

3 乙は、前項に規定する義務を怠ったことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 売買物件以外の県有林内で、土地を使用する場合は、乙は管轄する県地方振興事務所に県有林管理事務取扱要領（平成17年4月1日施行）第2条第2項による県有林使用協議書（様式第2号）を提出すること。

5 前項の規定における土地使用に当たり、支障木の伐採が生じる場合は、乙は管轄する県地方振興事務所へ県有林管理事務取扱要領第9条第2項による県有林支障木伐採許可申請書（様式第9号）を併せて提出すること。

(天災その他不可抗力により損傷した施設等の復旧)

第26条 甲は、天災その他不可抗力により、甲が設置した管理用ゲートや森林作業道等の施設（以下「甲の施設等」という。）及び前条に基づき乙が設置した施設が損傷したと

きは、甲乙協議の上、復旧の可否を判断するものとする。

（甲の施設等の使用）

第27条 乙は、売買物件の搬出等に当たり甲の施設等を使用するときは、搬出に使用する車両、使用する施設等の修繕、整備等について、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲の施設等を使用した場合は、売買物件の搬出後、原状に回復しなければならない。ただし、本契約書の特記事項に定めがあるとき、又は甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（第三者の施設等の使用及び支障木の伐採）

第28条 伐採及び搬出に当たり、第三者が所有する土地を使用する必要があるときは、乙の責任において必要な手続を行うこと。

2 乙は、売買物件の搬出等に当たり第三者が設置した施設等を使用するときは、搬出に使用する車両、使用する施設等の修繕、整備等について、設置した第三者の指示に従わなければならない。

3 乙は、第三者が所有し、又は管理する山林において、売買物件の搬出等に支障となる立木を伐採するときは、乙の責任において土地の所有者を確認し、その承諾を得た上で行うものとする。

4 乙は、第三者所有の土地を通行した際に周辺の立木又は施設を損傷したときは、乙において当該立木又は施設の所有者に補償を行うものとする。

5 乙は、伐採搬出作業中等に第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（伐採跡地・搬出跡地等の整備）

第29条 乙は、売買物件の搬出等に当たり、甲の指示するところにより、枝条及び伐採跡地の整備を行わなければならない。

2 乙は、伐採跡地の植栽・保育作業等への支障や災害を誘発しないよう、末木枝条を谷沿いや沢周辺に集積することを避けるとともに、可能な限り地表面に密着するよう存置しなければならない。

なお、作業道に末木枝条等を集積する場合は、山積みとせず、高さを1 m以下とし、筋状に整備すること。

3 乙は、伐採木をできるだけ搬出するものとする。やむを得ず伐採木を搬出しない場合は、流出又は移動しないよう、集積し、又は等高線に平行に残置するものとする。

4 土砂の崩落や岩石の落下等のおそれのある箇所又は急傾斜地等で伐採が困難な箇所の立木については、区域内であっても保残すること。

なお、保残箇所がある場合は、乙は速やかに甲に位置を連絡し、甲の指示に従うこと。

（林地保全等の措置）

第30条 乙は、売買物件の搬出等に当たっては、林地保全、河川汚濁の防止等に努めなければならない。

2 甲は、林地保全、河川汚濁の防止等のため必要と認めるときは、乙に対し、乙の負担において必要な措置を講じるよう求めることができるものとする。

(売買物件以外の立木の保護)

第31条 乙は、売買物件以外の立木を損傷してはならない。

- 2 乙は、売買物件以外の立木に損傷を与えたときは、速やかに甲に連絡し、甲の指示を受けなければならない。

(周辺環境の保全)

第32条 乙は、作業中の危険回避や野生動物による人的被害の防止、不法投棄の防止等のため、看板の設置その他関係者以外の立入りを禁止する措置を講じること。

- 2 乙は、使用する重機及びトラックについては、できる限り排出ガス対策型や低騒音型・低振動型の環境配慮型のものを使用し、その使用を最小限とすること。
- 3 乙は、作業中に希少生物を発見した場合は、その保全に努めるとともに、甲に報告するものとする。
- 4 乙は、伐採に伴い発生する枝葉について、バイオマスとしての利用に配慮し、できるだけ搬出するものとする。
- 5 乙は、伐採・搬出作業を原因とする環境への悪影響が生じたときは、その事象に応じて必要な措置を講じること。

なお、乙の責めに帰すべき事由により、第三者の土地に被害を及ぼした場合は、乙の負担において関係者に補償を行うこと。

(災害等の防止義務)

第33条 乙は、搬出等に当たり、労働災害の防止に努めるとともに、安全を確保し、豪雨等による災害の防止に努めなければならない。また、災害が発生した場合は、地震等の不可抗力による場合又は乙の責に帰すべき事由によるものではない場合を除き、乙がその責任を負うものとする。

- 2 乙は、作業路や土場を開設する場合は、必要最小限の計画とし、側溝及び水切り等の排水対策を十分講じること。

なお、作業完了後は、原則として原状に回復するものとするが、これが不適當又は困難な場合は甲の指示に従うこと。

- 3 乙は、売買物件の搬出等に当たっては、必要以上に重機を林内に入れず、林内の移動を必要最小限とすること。
- 4 乙は、売買物件の区域において搬出等を行うに当たっては、防災上保全が必要な箇所、地形又は地質上崩壊のおそれがある箇所、下流水系への影響が大きい箇所その他災害を引き起こすおそれのある箇所を避けて作業を行うこと。

(損害賠償)

第34条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため又は義務の履行が不能となったため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 乙が売買物件以外の立木を無断で伐採し、甲に損害を与えたときは、甲はその損害に相当する額を乙に請求することができる。乙は、甲から請求があったときは、速やかに納付しなければならない。

(作業の中止命令)

第35条 法令の規定又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他やむを得

ない事由により、この契約を履行することができないときは、甲は、物件の伐採、搬出その他の作業の中止を命じることができる。

2 乙に法令又は契約に違反する行為があると甲が認める場合、甲は、物件の伐採、搬出その他の作業の中止を命じることができる。

3 甲が前項の違反行為を確認し、中止命令を行った場合は、乙は、その損害について、甲に損害賠償を請求できないものとする。

(契約の適用範囲)

第 36 条 この契約の適用範囲は、本契約書及び特記事項に定めるもののほか、現地説明会における説明資料によるものとする。

(契約の費用)

第 37 条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(その他)

第 38 条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。ただし、本書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、甲及び乙が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

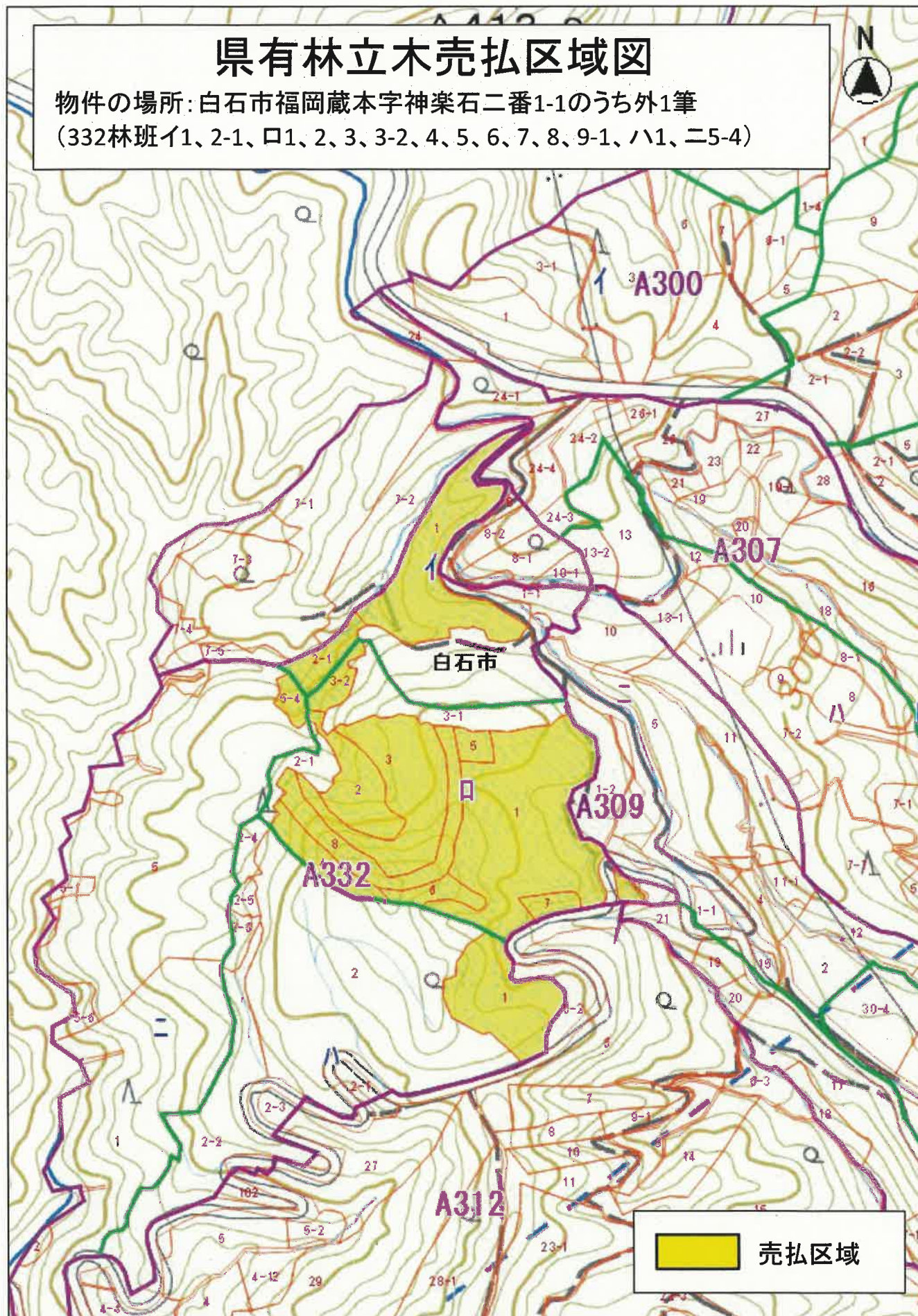
年 月 日

甲（売出人） 宮城県知事 氏 名

乙（買受人） 住所又は所在地

氏名又は名称

(参考)



※売払区域は現地に明示した境界の範囲を参考として記載したものです。

※現地の樹木に巻いたテープにより、区域内の立木を伐採してください。

縮尺 1 : 5000

